営業自主計算ノート

2014年(平成26年) 3 月申告用

平成25年分



組織名	生活と健康を守る会	旺
申告者		
住 所		

発行:全国生活と健康を守る会連合会

〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目12番地15号 KATOビル3F TEL03-3354-7431代/FAX03-3354-7435

〈自主計算にあたって〉

- 1. 事業所得は、実際の収入とその事業にかかった一切の必要経費を差し引いて計算します。特に、経費の記入もれがないようにノートにそって計算しましょう。
- 2.計算は、領収書のあるなしにかかわらず、実際の収入と経費で計算します。 消費税の処理の仕方→収入・経費とも消費税を含めた金額を記入。
- 3. 記帳の仕方 ・帳簿などに記帳している方は、それにもとづいて計算してください。
- ・そうでない方は、①売上伝票や納品書、通帳、②取り引きしている商店の領収書や請求書、③税金や電話料、水道、ガス、電気料などの領収書、④そのときどきのメモなどを整理して計算しましょう。
- ・国税通則法の改定で2014年の所得からすべての事業者に記帳と記録の保存が義務化されました。
- 4. 申告後に税務署や市役所(役場)から呼び出しを受けた場合は、事業をやっているの はあなたですから、堂々と対応しましょう。呼び出しや調査にはその場で応じないで、 班で、全生連発行の「自主計算の手引き」を学習して対応を相談しましょう。
- 5. その他…①計算会までに自主計算ノートを完成すること。わからないところは班会や 学習会を開きお互いに教え合いましょう。
 - ② 2年前の売り上げが1,000万円を超えた業者が消費税の納税が必要になります。 また、2011年(平成23年) 6月の消費税法の一部が「改正」され、平成24年1月 1日から6か月の間の課税売上高が1,000万円を超えると、平成25年の課税事業者 になりました。1,000万円を超えていても、給与等支払額が1,000万円を超えていな ければ免税事業者です。
 - ③消費税課税業者の方(これからなる予定の人も)このノートの9頁を参照。本則方式で計算する方は、〈消○×△〉の印を参考に。○は全額仕入れ控除できる経費、 ×は全額仕入れ控除できない経費、△は両方を含み仕分けが必要。

〈事業所得計算のまとめ〉

収入金額(2頁の④の金額)	_	必要経費(2頁の⑨+6頁の⑱)	=	専従者控除前所得
				(19)
專従者控除前所得 ⁽¹⁹⁾	_	専従者控除(7頁の②)	=	所得金額(7頁の②)

専従者控除計算方法

(専従者控除前所得)÷(専従者の人数+1)=一人あたりの専従者控除額 ※ただし、白色申告には、限度額があります。配偶者は、最高86万円、その以外の方は 50万円までとなります。

※専従者控除をつけることで国保税・料額が変わります。このノートの7頁を参照。

一般経費早見表

(事業所得用)

生活と健康を守る会では、はじめて計算する方も自主計 算できるように、経費の早見表をつくりました。わかる範 囲で自分で計算し、わからないところは、班会で学習しま しょう。

- ※仕入れとは、商品(サービス)をつくるのに要した原材料のことです。工具、ドンブリなどは、消耗品です。
- ※一般経費早見表には、仕入れに属するものは取り上げていませんので、注意。
- ※丸数字、カタカナは所得税申告の収支内訳書と同じ番号です。

あ	アルバイト給与賃	金・給	与**⑪
¢ γ	慰安旅行(従業員)福	利厚生	費**ル
	印紙租	税 公	課**イ
<u>う</u>	売り出しチラシ······広	告宣伝	費**へ
お	オイル······消	耗 品	費 ** ヌ
	お酒(飲食店)仕	入	れ ** E
	お酒(祝儀、贈り物)接	待 交 際	費**ト
		待 交 際	費**ト
	 お茶代·····・・雑		費 ** レ
	お中元・・・・・接	待 交 際	費**ト
	お見舞い(従業員)福	利厚生	費**ル
	お見舞い(取引先)接	待 交 際	費**ト
か	看板(10万円以上)減	価 償 却	費**⑬
	看板(10万円未満)広	告宣伝	費**へ
	外注(他業者依頼)外	注 工	賃**⑫
	ガス (事業分)水	道光熱	費**ハ
	ガソリン······消	耗 品	費 ** ヌ
	火災保険(事業分)損	害保険	 料 ** チ
き	機械(10万円未満)消	耗 品	費 ** ヌ
	機械(10万円以上)減	価償却	費**⑬

	切手代通	信	費**ホ
け	携帯電話(事業用)通	信	費**ホ
ح	工具(10万円以上)減	価償却	費**⑬
	工具(10万円未満)消	耗 品	費**ヌ
	広告掲載料広	告宣伝	費**^
	高速代金旅		費**二
	交通費(業務上)旅	費交通	費**二
	香典(従業員)福	利厚生	費 ** ル
	香典(取引先)接	待 交 際	費**ト
	コーヒー (お客に)雑		費 ** レ
	コーヒー(従業員分)福	利厚生	費 ** ル
	個人事業費租	税 公	課**イ
	固定資産税(事業分)租	税 公	課**イ
さ	残業食代福	利厚生	費**ル
し	社会保険(従業員分)福	利厚生	費**ル
	 車検費用·····・修	 繕	費**リ
	 車税······租	税 公	課**イ
		 繕	費**リ
	新聞代(事業用)雑		費**レ
	事務用品消	耗 品	費**ヌ
	重機等を借りた費用外	注 工	賃**⑫
	従業員への給与賃	金・給	与**⑪
	事務用品消	耗 品	費**ヌ
す	水道代(事業分)水	道 光 熱	費**ハ
せ	接待交際費(得意先)接	待交際	費**ト
	生活と健康を守る会会費雑		費**レ
た	タオル(宣伝用)広	告宣伝	費**^
	宅急便·····荷	造 運	賃**口
	建物(自分の持ち物)減	価 償 却	費**⑬
ち	地代地	代 家	賃**⑮
	駐車料金(長期契約)地	代 家	賃**⑮
	駐車料金(一時預)旅	費交通	費**二
て	電気(事業分)水	道光熱	費**ハ

	電話(事業分)	通	信	費**ホ
ک	灯油(事業分)	…水	道 光 熱	費**ハ
に	任意保険(車)	損	害保険	料**チ
は	はがき	····通	信	費**ホ
		·····荷	造 運	賃**口
£	 不動産取得税·······	••••租	税 公	課**イ
	部品 (通常時)	·····消	# 品	費 ** ヌ
	部品 (修理のとき)	····修	 繕	費 ** リ
ほ	包装紙	消	耗 品	費 ** ヌ
	ポケットベル	••••通	信	費**ホ
ま	マッチ・ライター(宣伝)	…広	告宣伝	費**^
め	 名刺······	広	告宣伝	費**^
や	家賃 (事業分)	····地	代 家	賃**⑮
<i>b</i>	リース代	独	自項目	K
	利息·手形割引·······	·····利	子割引	料**16

1、収入金額の計算

※丸数字・カタカナは所得税申告の収支内訳書と同じ番号です。

		月別、もしくは得意先別の売上内訳	金	額
	1月			
収	2月			
入	3月			
の	4月			
内	5月			
訳	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
		小計	A	
売	掛金	平成25年12月31日の売掛・未収金残高(年度末)	B	
未	収金	平成25年1月1日の売掛・未収金残高(年度始め)	©	
(注	Ξ1)	差引金額 (B-C)	(D)	
売」	二合計	(A+D)	1)	
家事	事消費	(自分で利用した分)	2	
その	の他の単	又入(リベート・スクラップ等)	3	
収力	金額の	7)合計 (①+②+③)	4	

(注1)「売掛・未収金」の欄は、現金が入金・出金したときに記帳する方式をとっている方の計算欄です。売掛金を最初から収入に入れて計算している方(飲食業等)は、この欄の計算は不要です。

2、仕入れ金額の計算

		月別もしくは問屋別の仕入れ金額	仕入れ金額
	1月		
仕	2月		
入	3月		
ħ	4月		
0)	5月		
内	6月		
訳	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
		小 計	Ē
未	払金	平成25年12月31日の未払金(年度末)	(F)
(買	[掛)	平成25年1月1日の未払金(年度始め)	©
		差引 (F)—G)	\oplus
仕刀	しれ金額	頁 (E+用)	6
商	品の	平成25年1月1日の在庫金額(年度始め)	(5)
在周	車	平成25年12月31日の在庫金額(年度末)	8
(棚	1卸)	小計 (⑥+⑤)	7
仕刀	しれ金額	頁の合計(⑦-⑧)《差引原価》	9
粗利	J益(差		100

※番号の順序が前後していますが、あっていますのでその通り記入してください。

|減価償却費の計算(定額法)

※2007年度(平成19年度)の税制改定で減価償却の計算が変わりました。改定内容は、**07年3月31日までに取得したもの**は「減価償却計算欄」の①と②、③(旧定額法)で、**07年4月1日以降に取得したもの**は④(定額法)で、**取得価格が10万円~20万円未満のもの**は⑤で計算します。

○減価償却計算欄

①旧定額法で0.9まで償却できるもの・2007年(平成19年)3月31日まで取得したもの(取得の翌年度以降も旧定額法で償却)

ПП	名	取得年月	取得価額	×0.9	×旧定額法の償却率	×使用月数	×事業割合	=	1年間の償却費	耐用年数(残)
				×0.9	×	× /12	× %	=		
				×0.9	×	× /12	× %	=		
				×0.9	×	× /12	× %	=		

※耐用年数は8頁参照

②旧定額法で耐用年数が経過し0.05まで償却するもの

口口	名	取得年月	取得価額	×0.05	×使用月数	×事業割合	=	1年間の償却費
				×0.05	× /12	× %	=	
				×0.05	× /12	× %	=	
				×0.05	× /12		=	

③残存価額価を5年で償却できるもの・2007年(平成19年)3月31日までに取得したもの(取得価額の95%まで償却済のもの)

口口口	名	取得年月	取得価額	×0.05	÷ 5	×使用月数	×事業割合		1年間の償却費(最終年は-1円)	耐用年数(残)
				$\times 0.05$	÷ 5	× /12	× %	=		
				$\times 0.05$	÷ 5	× /12	× %	=		
				$\times 0.05$	÷ 5	× /12	× %	=		

④新たな減価償却・2007年(平成19年) 4月1日以降に取得したもの

口口口	名	取得年月	取得価額	× 定額法の償却率	×使用月数	×事業割合	=	1年間の償却(最終年は-1円)	耐用年数(残)
				×	× /12	× %	=		
				×	× /12	× %	=		
				 ×	× /12	× %	=		

⑤3年で償却できるもの(取得価額が10万~20万円未満)

$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	口口	名	取得年月	取得価額	÷ 3	×事業割合		1年間の償却費	耐用年数(残)
$ \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot$						×	=		
						 ×			
$\div 3$ \times =						×			

減価償却費の合計(334頁に転記) -

〔消費税課税業者の方へ〕消費税を本則方式で計算している方は、減価償却資産のうち購入代金は課税仕入れとすることができます。

〈計算例〉

①+②+③の計算例 (事業割合100%)

取得年月:2006年(平成18年) 1月

耐用年数:5年(償却率0.2)

取得価額:100万円

年減価償却の額:18万円

①1年目~4年目(2006年~2009年)

100万円×0.9×0.2=18万円

18万円×4=72万円(償却済額)

5年目(2010年)

100万円×0.9×0.2×1年=18万円

②6年目(2011年)

100万円×0.05=5万円

③7年目~10年目まで

残存価格 5万円÷5年=1万円

1万円×4年=4万円

耐用年	平成19年3月 31日以前取得	平成19年4月 1日以後取得
数	旧定額法 償却率	定額法 償却率
2	0.500	0.500
3	0.333	0.334
4	0.250	0.250
5	0.200	0.200
6	0.166	0.167
7	0.142	0.143
8	0.125	0.125
9	0.111	0.112
10	0.100	0.100
11	0.090	0.091
12	0.083	0.084
13	0.076	0.077
14	0.071	0.072
15	0.066	0.067
16	0.062	0.063
17	0.058	0.059
18	0.055	0.056
19	0.052	0.053
20	0.050	0.050

11年目 (2016年)

1万-1=9,999円

すでに耐用年数を経過し、取得価額の95%まで限度額償却が されている場合は、2009年(平成21年)申告から5年間で均 等に償却されます。最終年は1円まで償却できます。

④の計算例 (事業割合100%)

取得年月:2008年(平成20年)1月取得価額:100万円

耐用年数:10年(償却率0.1) 年減価償却の額:10万円

1年目~9年目 100万円×0.1=10万円

10万円×9年=90万円

10年目

10万円-1円=99.999円

⑤10万円以上20万円未満のものについては、①~④の計算式を 使わないで、3年で均等に経費することができます。

《計算例》15万円で業務用クーラーを購入

150,000円÷3=50,000円。3年間50,000円ずつ償却。

※中古品の耐用年数は、新品の耐用年数以下~2年以上で自分で見積もります。

※個人事業者が定率法をとる場合、事前に税務署への届け出 が必要です。

3、一般経費の計算

	項	目	と	説	明	Ì	内	訳	金	額
給料・	料。 も含 業員	作業	着な す。	: どの野 同居 <i>の</i>	イトの給 見物支給 の家族従 余か扶養					
賃	《消	í^»								
金						小計	(給料・	賃金)	(1)	
外注工賃	頼ん重機入り	でか	かっ	た料金	か加工を 念。					
具										
						小計	(外注工	賃)	12	
減価償却	した	ないて	で、而		数に応じ)は、一度に経費に ご計算してから、⑬
費	《消	í×»				小計	(減価償	却費)	13)	
貸倒	-	- 掛金 こなっ			が回収不	(内:	容)			
金	《消	í×»	*	別途控	空除	小計	(貸倒金)	<u>14</u>)	
地代家賃	なと 料金 (*	ごの料 とは、	金。 旅費 i兼住	一時的 交通 室 で で で で り で り で り で り り り り り り り り り	オ置き場 対な駐車 費に。 場合はあ					
	《消	ÍΔ》				小計	(地代家	賃)	15)	

(一般経費の続き)

	項				明	内	İ	訳	金	額
利子割	形害	引引		返済会	利息や手金の元金					
引料	《消	ýΧ》	•			小計((利子割引	料)	16	
租	し業費(※)村民	消組等得代、	費税、 費、 税、 。 税、 。	商店車検 車検 道府	税会時 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で					
	《消	íΧ》	せん。) う みが必	要な	もの					
税			名		称	年	額	×事業割合		
ייי		自	1.					%	=	
		動車	2.					%	=	
公		· 税	3.					%	=	
		種	目 課税標準			基額 ×税率 ×事業割合				
		固	建物					%	=	
課		定	作業	場				%	=	
		資	車庫					%	=	
		産	宅地					%	=	
	_	税	※固%	定資産	税の税率	は、市町	村によっ	て違いますの	で調べて計算し	してください。
		不重	协産取	得稅	年額[] ×	(] %	=	
						小計(租税公認	!)	1	
荷造	◎商品の荷造運賃や商品の発送代				や商品の					
運賃	《消○》			小計(荷造運賃	†)				

(一般経費の続き)

	項	目。	目と説明				内		訳	金	額
水	道代 ※家	事業用の た、灯油 を計と一 かする。 肖○》	代な	: ک ^ر ه)		(下記以外6	のもの) 			
道		経	費		名	年	額 ×事業割合				
光		電気料	ļ 						%	=	
		ガス料金							%	=	
熱		水道料金							%	=	
費		灯油代							%	=	
		薪・炭	と・縛	東炭	等				%	=	
									%	=	
							小計 (才	く道光熱	快費)	\bigcirc	
旅費交通	◎商用の交通費・宿泊費。一時的な駐車料金と高速代金など。《消○》										
費							小計(旅	核費交通	重費)		
通	電話 はか ※ 家	事業用の ぎま代な で計と一 る。《?	ット· :ど。 :緒の	ベル)場(、切手	Ē,	(下記以外6	かもの)			
, =		経	費		名	年		額	×事業割合		
信		電話料	<u> </u>						%	=	
曲		携帯電話							%	=	
費									%	=	
							%			=	
							小計 (通信費)			\bigoplus	

(一般経費の続き)

	項	目	と	説明		内	訳	金	額
広告宣伝費	板価オな	(10万 賞却で ⁄・マ	円以」)、名	ゴチラシ、 このものい 対、宣信 ティッミ	は減 云夕	小計(広告宣伝	云費)	\otimes	
接待交際費	◎得意先、同業者への接待 交際費、お中元、お歳暮、 冠婚葬祭費。 (家族や親戚分はダメ) 《消△》					小計(接待交際		• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
地	保険	シ、火災	(保険	自動車のf など。※3 あん分す	家計	(下記以外のもの)	N 只 /		
震		経	費	名	年	額	×事業割合		
損		1.火災保険(店舗)					%	=	
害		2. 車	2. 車任意保険				%	=	
保険		3.					%	=	
料		4.					%	=	
	《消	ý×»				小計(損害保障	段料)	\mathfrak{F}	
修	◎事業用の建物、機械、車などの修繕費、車検等。《消△》					(下記以外のもの)			
繕	経 費 名 年					. 額	×事業割合		
費	あ 1.						%	=	
-	ん 分 2.						%	=	
	3.						%	=	
						小計 (修繕費)		①	

(一般経費の続き)

	項	目。	と説	明		内	訳	金	額
	用品	1、包装	・オイ 紙、工。 10万円J	具、音	品				
消	のほ	は減価償	対費で	計算)					
耗	《消	《消○》							
口田	* **	らん分が	必要な	もの					
費		経	費	名	年	額	×事業割合		
貝		1. 車ガ	`ソリン・オ	イル			%	=	
		2.					%	=	
		3.					%	=	
						小計(消耗品費	長)	3	
福利厚山	食件主負	こ、コー	 ヒーな 会保険 。	ど。事	業				
生費	《泪	省△》							
	%11	J <i>—</i> //				小計(福利厚生	上費)	D	
固定資産損失						滅などが損害を登して転記。	受け、損失し	9	
繰延資産	こな		権利金) 右の			小計(繰延資產	差)	9	
その	LO	二記以外	-の経費 -ス、産	廃等)					
他						小計 ()	D	

	項	目	と記	1 明		内	訳	金	額
	料、		た、生活	テレビラ舌と健原		(下記以外のもの)			
雑	《 消	Ĭ△》							
	* #	ろん分か	必要	なもの					
		経	費	名	年	額	×事業割合		
		新聞代	Ç				%	=	
費		雑誌代	Ç				%		
		NHK	(受信)	料			%		
							%		
						小計 (雑費)		\bigcirc	
		費の合計		計してく		18			

※仕入れ⑨と一般経費⑱を合計すると必要経費の合計がでます。 ここまでできたら、順番に内訳書 (7頁) に記入しましょう。

繰延資産の償却の計算

新規営業や建物を借りるときに権利金等を支払った時は、1年で経費にしないで、償却期間に応じて1年の経費を計算します。権利金の性格によって、償却期間がことなります。(権利金とは、戻ってこないものをいいます。)

- ①店舗を借りるときに家賃とともに支払った権利金 →5年で償却
- ②同業者組合などに加入金を払った(戻らないお金)→5年で償却
- ③商店街のアーケード、街灯をつくるための負担金 →5年で償却

【計算例】

繰延資産の内容	支払い総額	÷償却期間	=1年の償却費	支払い	H
				年	月
				年	月
	小計 (繰延資産)		9		

⑦固定資産の損失の計算

※減価償却資産を償却しないうちに、こわれたり、下取りにした場合は、 損失として経費にすることができます。

償却資産名	取得年	月		取得価格	損失した	月
	年	月	\$		平成25年	月
これまで償却した	金額の合計	ŀ	(V)			
下取り価格や受取	損害補償金	Š	(3)			
固定資産の損失(除却損)		9			

(6頁に転記)

専従者控除(白色申告)の計算の仕方

専従者控除前の所得⑩	\odot	専従者の人数+1	\oplus	専従者控除額②

ただし、専従者控除には限度額があります。配偶者は最高86万円、配偶者以外の方は、50万円までとなります。⑩が最高限度額以下の金額の場合は、そのままの金額。専従者控除をつけると扶養控除につけることができません。

専従者控除にも扶養控除にもつけられる場合は、どちらの控除をつけるかは、国保税・料など他の税金も含めて総額が安くなる方を選択します。

【専従者控除の計算例】

※営業収入が500万円、経費が380万円で、家族 2 人で経営している場合。 専従者控除前の所得(500-380=120万円)÷ 2=60万円。(配偶者が 専従者の場合は、60万円、配偶者以外の人が専従者の場合は50万。)

どちらが得か

- ①還付請求できる他の家族(給与所得者)がいない時は、専従者控除を 選ぶ。(国保税・料が安くなる)
- ②還付請求できる家族がいる時は、所得税の還付額・住民税額と国保税・料額の両方を比較して得な方を選ぶ。

平成25年(2013年分)営業収入収支内訳書(控)一般用

平成25年3月申告

申告者

(平成25年 月 日から平成25年 月 日まで)

	科	目		金	額		科	B		金	額
収	売上	上(収入)金額	1					旅費交通費	(3)		
入	家事	事消費	2					通信費	(1)		
金	その)他の収入	3			経	そ	広告宣伝費	\Diamond		
額	計	(1)+(2)+(3)	4					接待交際費	(b)		
売	期官	育商品棚卸高	(5)				の	地震・損害保険料	Ŧ		
上	仕み	金額	6					修繕費	①		
	小言	† (5+6)	7				他	消耗品費	3		
原	期末	下商品棚卸高	8					福利厚生費	1		
価	差引	原価 (⑦-⑧)	9				の	固定資産の損失	9		
差引	金額	(4-9)	10					繰延資産の償却	9		
	給料	斗・賃金	11)				経		7)		
経	外注	注工賃	12						E		
	減個	 面償却費	13			費	費		(
	貸倒	9金	<u>(14)</u>						D		
	地代	大家賃	15)					小計 (金~心の計)	17)		
費	利于	- 割引料	16)				経費	計(①~⑥の計+⑦)	18		
	その	租税公課	4			専衍	全者 担	空除前所得(⑩-⑱)	19		
	他の	荷造運賃	⑪			専衍	全者 担	控除	20		
	経費	水道光熱費	\bigcirc			所得	异金额	į (19-20)	21)		

※住民税申告の方もこの内訳書を完成させましょう。住民税申告であっても④の金額が1,000万円をこえると消費税課税業者になります。役員に相談してください。この収支内訳書は、住民税の申告書の内訳欄に記入する必要はありません。所得税の場合は、太枠だけしか記入義務がありません。

— 7 —

〈いくつかの減価償却資産の耐用年数〉 ※「機械及び装置」については、耐用年数の見直しがされ、2009年(平成21年) 1月1日以降に取得したものについて、表中の改正後の年数になります。

構造・用途	細	B	耐用 年数	構造	・用途	細	目	耐用 年数
建物						ラジオ、テレビジョン ダーその他の音響器		5
木造又は合成 樹脂造のもの			24 22 20			冷房用・暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗灌	!機その他これら	6
	飲食店用のもの 旅館用・ホテル用・病院	用のもの	17			に類する電気・ガス 氷冷蔵庫、冷蔵ストッ		6
	車庫用のもの 公衆浴場用のもの		17 12			│ ものを除く) │カーテン、座ぶとん、	寝具、丹前その	4
木骨モルタル	工場用・倉庫用のもの (事務所用のもの	一般用)	15 22			他これらに類する繊 じゅうたんその他の床		3
造のもの	店舗用・住宅用のもの 飲食店用のもの		20 19			接客業用・放送用・・劇場用のもの		3
	旅館・ホテル用のもの		15			その他のもの		6
	車庫用のもの 公衆浴場用のもの		15 11			室内装飾品 主として金属製のも	の	15
鉄骨鉄筋コン	工場用・倉庫用のもの(事務所用のもの	一般用)	14 50			その他のもの 食事・ちゅう房用品		8
クリート造又 は鉄筋コンク	住宅用のもの		47 39			陶磁器製・ガラス製 その他のもの	とのもの	2 5
リート造のも	飲食店用のもの	7 十				その他のもの	Ø.	
0	延べ面積のうちに占め 分の面積が30%をこえ		34	-14-47 121		主として金属製のも その他のもの		15 8
	その他 旅館用・ホテル用のもの		41	事務機 信機器		謄写機器、タイプライ 孔版印刷・印書業用		3
	延べ面積のうちに占め 分の価格が30%をこえ		31			その他のもの 電子計算機(パーソナル	/コンピューター)	5 4
	その他のもの 車庫用のもの		39 38			複写機、計算機(電子 の金銭登録機、タイ		
	公衆浴場用のもの・倉庫 工場用・倉庫用のもの(31 38			の他これらに類するその他の事務機器		5 5
建物附属設						テレタイプライター、 インターホーン、放送		5
構造・用途	細	目	耐用 年数	時針.	試験機	電話設備その外の通信		10
	主として金属製のもの その他のもの		15		定機器	度量衡器		5
店用簡易装備	(その)他のもの		8	容器・	金庫	試験、測定機器ボンベ		
器 具・備	品			容器・	金庫	溶接製のもの 製造業のもの		6
構造・用途	細	B	耐用 年数			塩素用のもの その他のもの		8 10
家具、電気機器、ガス機	事務机、事務いす、キャ 主として金属製のもの	ビネット	15			ドラムかん、コンテナ 大型コンテナー(長		10
器、家庭用品	その他のもの		8			ものに限る)		7
(他に掲げてあるものを除	接客業用のもの		5			その他のもの 金属製のもの		3
<)	その他のもの ベッド		8 8			その他のもの 金庫		2
	児童用机、いす 陳列だな・陳列ケース		5			手さげ金庫 その他のもの		5 20
	冷凍機付のもの その他のもの		6 8	理容· 器	美容機			5
	その他の家具			រាជិ				
	接客業用のものその他のもの		5					
	主として金属製のも その他のもの	の 	15 8					

構造	・用途	細		目	耐用 年数	設備の種類及び細目 (改正後)	耐用 年数	設備の種類及び細目 (改正前)	耐用 年数
I	具				耐用	非鉄金属製造業用設備(その他の設備)	7	その他の金属製品製造設備	15
型(型			・ガラ	目 定属加工用金型、合成 ウス成型用金型、鋳造	年数	その他の製造業用設備	9	がん具製造設備 合成樹脂成形設備 その他の設備 鉛筆製造設備 畳表製造設備	9 11 13
車「	両・運	搬具						織機、い草選別機及 びい割機	5
一般の	・用途 のもの 自動車・	小型車(総排気	目 輪自動車を除く) (量が0.66リットル以	耐用 年数 4			その他の設備 畳製造設備 その他のわら工品製 造設備	14 5 8
	業用等	下のもの 貨物自動	車			A- W 71 7 W 71) LTL TIL 50		真珠、貴石又は半貴 石加工設備	7
		ダンプ その他 その他の 2輪・3輪 自転車	のもの もの)	4 5 6 3 2	鉱業、砕石業又は砂利採 取業用設備 (その他の設備)	6	砂利採取又は岩石の 採取若しくは砕石設 備	8
		-		新旧耐用年数表記		総合工事業用設備	6	ブルドーザー、パワ ーショベルその他の	5
	前の種類 (改正) 製造業)		耐用 年数 10	(改正前) 精穀設備 豆腐類、こんにゃく 又は食ふ製造設備 パン又は菓子類製造	耐用 年数 10 8 9			自走式作業用機械設備 その他の建設工業設備 排砂管及び可搬式コンベヤ	3
	業用設付 他の設付		7	設備 織物設備 メリヤス生地、編み 手袋又は靴下製造設 備	10 10			ジーゼルパイルハン マー アスファルトプラン ト及びバッチャープ ラント	6
	は木製 製造業別	品(家具を 用設備	8	<u>縫製品製造業用設備</u> 製材業用設備 製材用自動送材装置 その他の設備	8 12	その他の小売業用設備 (ガソリン又は液化石油 ガススタンド設備)	8	その他の設備 ガソリンスタンド設 備	8
	。、紙又 用設備	は紙加工品	12	段ボール、段ボール 箱又は板紙製容器製 造設備	12	洗濯業、理容業、美容業	13	液化石油ガススタン ド設備 クリーニング設備	8
と備 (デジ		刷関連業用	4	印刷設備 写真製版業用設備	10 7	兄の他来、生谷来、天谷来又は浴場業用設備	13	公衆浴場設備 かま、温水器及び温 かん	3
	業用設付 他の設付		7 10	製本設備 活字鋳造業用設備 金属板その他の特殊 物印刷設備 物部が無いていた。	10 11 11	その他の生活関連サービス業用設備	6	その他の設備 天然色写真現像焼付 設備 その他の写真現像焼	8 6 8
		業用設備	9	枚葉紙樹脂加工設備 複写業用設備 機械ぐつ製造設備	9 6 8	自動車整備業用設備	15	付設備 自動車分解整備業用 設備 洗車業用記備	13
くは毛 快鋼業 (表制製	皮製造 用設備 「処理鋼」 造業又	めし革製品 業用設備 材若しくは は鉄スクラ 業用設備)	5	その他の革製品製造 設備 その他のめっき又は アルマイト加工設備	7	前掲の機械及び装置以外 のもの並びに前掲の区分 によらないもの (機械式駐車設備)		洗車業用設備 機械式駐車設備	10

〈消費税課税業者のみなさんへ〉

- 1、申告者本人が、営業収入のほかに、農業収入などがある場合は合算して消費税を計算 します。消費税の申告には、簡易課税方式と本則方式があり、申告をする必要がある人 が、どちらでするかを選択することになります。
- 2、**簡易課税方式を選択している方に**…申告者本人が複数の事業をしている場合は、事業 によって「みなし仕入れ率」が違う場合があるので注意してください。
- 3、本則方式を選択している方に…収入・経費のひとつひとつに消費税がかかっている取引かどうかの判定が必要です。「自主計算ノート」の説明欄に《消△》の印があるところは、請求書などの内訳を調べて判定すること。特に事業用の車が車検をうけた場合は、車検費用の内訳書(法定費用・自賠責・修理費・部品代等)をみて判定してください。営業所得の他に、農業などをやっている場合は、それも計算すること。
- 4、課税業者であった方で、平成25年分の消費税抜きの売上が1,000万円未満だったときは、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を税務署に届けると2年後には免税業者となります。忘れずに出しましょう。

★消費税の仕組み1問1答

【問1】消費税はいつから納税するのですか。

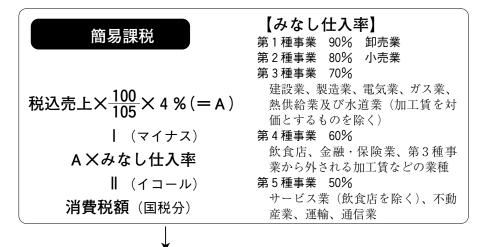
- ◎平成25年分の売上が1,000万円を超えると課税業者に…平成25年分の消費税込みの売上が1,000万円をこえると消費税の課税業者となり、平成26年中に「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。平成28年3月末までに、平成27年分の売上をもとに納税することになります。
- ◎消費税法の「改正」で、平成24年分から1月から6月までの間に課税売上高が1,000万円になった場合(要件あり)も対象になりました。詳しくは税務署に聞きましょう。

【問2】本則課税方式と簡易課税方式、それぞれの申告についておしえてください。

◎本則課税方式は**…経費の帳簿、請求書と領収書の両方の保存義務があります。帳簿と領収書を保存していないと計算できません**。一つひとつの収入・経費について、消費税がかかっているかどうかを判定します。

|売上でもらった消費税| - | 経費でかかった消費税 | = | 納税額

◎簡易課税方式は…課税売上が5,000万円以下の業者は、簡易課税方式を選択できます。 業種に応じて決められた仕入率を使うことによって、課税売上がわかれば消費税額が決ま る仕組みです。 簡易課税方式にしたい方は、課税売上が1,000万円を超えた年の、翌年12月までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出しなければなりません。この「届出書」を出していないと「本則方式」で計算することになりますのでご注意ください。



2. 地方消費税の計算

消費税(国税分)×25%=地方消費税額

3. 消費税支払い額の計算

消費税(国税分)十地方消費税額=支払い額

【問3】どちらを選べばいいですか。

記帳や領収書等の保存をしている方は、両方の計算をして税額が少なくなる方を選択した方が良いです。課税売上が5,000万円を超えると本則方式になります。

どんとこい!税申告と調査 だれでも簡単にできる10か条

──事業所得と医療費資料保存・整理のやり方──

「まず、準備すること〕

- 1、「税金」と書いた段ボール箱や机の専用引き出しを用意しましょう。
 - ・居間など一番手軽なところに。
 - ・電話のそばにはボールペンとメモをかならずおく。

[これだけは家族で相談、協力して]

- 2、少しでも関係があると思う領収書、伝票、明細書など、どんどん段ボール 箱へ。
 - ・税金に関係あるかどうかなどは後で考えればよい。
- 3、これが一番大切!……領収書などがないものは、なんでもメモして段ボール箱へ。
 - ・金額、支払先、内容、日付(メモ用紙、日めくりが一番よい)
- 4、領収書、通帳にもじゃんじゃんメモを。
 - ・領収書の裏や通帳の横に何の支払いかをメモ。
- ・領収書があっても経費にできるとは限らない(スーパーのレシート、酒屋 の領収書など)
- 5、お金を払ったら、その日のうちに段ボール箱へ。

[あとは、どんとこい!税金と調査]

- 6、正月休みの半日、一番ひろい部屋にひろげて整理する。
- 7、大きく仕分けする。
- ①税金で使えるもの、②できないもの、③不明の三つにわける。(③は班会・学習会のときに聞く)
- 8、項目ごとにまとめて(できれば日付順に)せんたくバサミでとめ、集計する。(集計は算数の強い子どもにやってもらおう)
- 9、最後の仕上げ、自主計算は、班であつまってみんなでワイワイ話しながら。
- 10、自主計算ノートと申告書控を一緒にして、保存しておく。(最低5年間)

領収書添付のページ

※営業関係の領収書などをこのページに貼って保存してください。				
不要な方は、集計の計算やメモ欄として使ってください。足りないときは紙を貼ってページをふやしてください。				

4、家族全員の所得計算

※収入の種類にかかわりなく、申告者全員に共通する控除があります。これがわからないと税金で損したり、申告書を完成することができません。 (1)~(4)を調べておきましょう。

(1)家族構成や収入を記入しましょう。(平成25年中に生まれた子ども、死亡した人も記入しましょう。健康保険証などがあると便利です。)

続	氏 名	生年月日	子どもの	障害・	介	護		年間の	 所得(給与・年金の↓	 又入は売上欄に)	
続柄	(家族全員)	明/大/昭/平	場合・学年		認		所得の種類	売上(収入)	経費 (控除)	所 得	源泉徴収税額
		明/大/昭/平									
		明/大/昭/平									
		明/大/昭/平									
		明/大/昭/平									
		明/大/昭/平									
		明/大/昭/平									
		明/大/昭/平									
		明/大/昭/平									

- ※年齢は平成25年12月31日現在で 記入してください。
- ※子どもの学年を記入するのは、 保育料や就学援助、高校授業料 減免、奨学資金などを活用して もらうためです。
- ※障害者手帳がなくても、介護認 定を受けている場合、自治体で 税金申告用の「障害者控除対象 者認定書 | を発行してもらいま しょう。
- ※年齢で控除額がちがいます。

(特定扶養とは、

平成3年1月2日~平成7年 1月1日生まれ

老人扶養とは、

昭和19年1月1日以前生まれ

- (2)社会保険料、生命保険料、地震・損害保険料、医療費などの支払い状況(12、15頁に記入してください) ①営業の方は、ここに売上、経費、所得を記入してください。
- (3) 家族全員の源泉徴収票を用意しましょう (税金がもどる場合があります)
- *給与の源泉徴収票、年金の源泉徴収票(年金事務所からのハガキ)など
- (4) 次のことに該当していませんか (該当するところにチェック)
- □ このごろ、金融機関から借入して家を新築・改築した。または、中古住宅を購入した。
- □ 昨年中に火災・災害・盗難等の被害を受けた。
- □ 家や土地、田んぼ、畑、山などの不動産を売却して得た収入がある。 (※内訳がわかる書類をお持ちください。)
- □ 生命保険を解約したり、満期保険金を受け取った人。

- ②給与、年金の方は、「給与・年金自主計算ノート」などで出した、収入、 控除、所得を記入してください。
- ③事業所得が赤字の場合は、その損失分をその他の所得(たとえば、給与 所得)から差し引くことができます。

5、所得控除の計算

金銭控除 社会保険料や医療費などを調べておきましょう。

			支払い総額			支払い総額	
	健	◎国保税・料 ◎協会けんぽ ◎任意継続保険料		生命保 険料控	◎生命保険料は、契約内容によって、一般型と個人年金型などがあります。証明書話付が以票です。	一般型	円
	康	[円] [円] [円] [円] □ 円] □ 円] □ 円] □ 円]		除	ります。証明書添付が必要です。	個人年金	円
自	保険	□ その他(過年度分国保税・料など)〔 円〕 円〕 ※ (納税通知書などで確認の上記入)				介護医療	円
保保	761		円	地震・ 旧長期	◎損害保険料控除は、所得税については2007年分から、住民税については2008年度分から、地震保険料控除になりました。2006年12月	地震	円
除	国	◎国民年金、農業者年金等の掛金の年額		損害保	31日までに契約した損害保険(10年以上)を旧長期損害保険として経		
料	民年金	氏名〔 円〕 氏名〔 円〕 氏名〔 円〕		険料控 過措置で残しています。いずれも証明書が必要です。 ・地震保険とは、地震などの損害部分の保険料です。 ・旧長期とは、契約期間が10年以上で満期返戻金があるもの。		旧長期	円
控	ど	※申告者が扶養親族の社会保険料(国保、年金、介護保険料金、後期高 齢者医療保険料)を払っている場合、それも入ります。	円	医療費 控除	所得が少ない人は、医療が10万円超えなくても控除できます。 このノートの15ページの「医療費計算書」で計算します。	支払額	円
除	そ	◎65歳以上の介護保険料 [円]		上	このノードの10ペークの	払戻金	円
	の他	◎75歳以上の後期高齢者医療保険料 [円]◎雇用保険料[円]◎労災保険料[円]	円	寄付金 控除	◎共同募金会や政党、認定NPO法人等に寄付した場合に控除できます。領収書必要。寄付先(円

《控除の計算方法》

(1)-1 生命保険料控除計算式(平成23年12月31日以前に契約した保険)

所得税

支払い保険料の区分	支払い保険料の金額	生命保険料控除
①一般型だけの場合	25,000円以下	支払い保険料の全額
	25,001~50,000円まで	支払い保険料×0.5+12,500円
	50,001から100,000円まで	支払い保険料×0.25+25,000円
	100,001円以上	一律50,000円
②個人年金だけの場	25,000円以下	支払い保険料の全額
合	25,001~50,000円まで	支払い保険料×0.5+12,500円
	50,001から100,000円まで	支払い保険料×0.25+25,000円
	100,001円以上	一律50,000円
③一般と個人年金の		①と②でそれぞれ計算した金額の合計
両方がある場合		①と②をあわせて100,000円が上限

(1)-2 生命保険料控除計算式(平成24年1月1日以降に契約した保険)

所得税

年間の支払保険料等	控除額			
20,000円まで	支払保険料等の全額			
20,001円~ 40,000円まで	支払保険料等×1/2+10,000円			
40,001円~ 80,000円まで	支払保険料等×1/4+20,000円			
80,001円~	一律40,000円			

- ・①一般の生命保険、②個人年金保険、③介護医療保険ともに同じ計算です。
- ・①②③にそれぞれ加入している場合は、①+②+③の合計が控除額となります。 120,000円が上限

住民税

支払い保険料の区分	支払い保険料の金額	生命保険料控除
①一般だけの場合	15,000円以下	支払い保険料の全額
	15,001~40,000円まで	支払い保険料×0.5+7,500円
	40,001~70,000円まで	支払い保険料×0.25+17,500円
	70,001円以上	一律35,000円
②個人年金だけの	15,000円以下	支払い保険料の全額
場合	15,001~40,000円まで	支払い保険料×0.5+7,500円
	40,001~70,000円まで	支払い保険料×0.25+17,500円
	70,001円以上	一律35,000円
③一般と個人年金		①と②でそれぞれ計算した金額の合計
の両方ある場合		①と②をあわせて70,000円が上限

(一般・年金・介護医療それぞれに適用)

住民税

年間の支払保険料等	控除額
12,000円まで	支払保険料等の全額
12,001円~ 32,000円まで	支払保険料等×1/2+6,000円
32,001円~ 56,000円まで	支払保険料等×1/4+14,000円
56,001円~	一律28,000円

[※]一般・年金・介護医療あわせて控除最大70,000円

(2) 地震保険料、旧長期損害保険料控除の計算式

所得税

区 分	支払い損害保険料	損害保険料控除額
①地震保険の場合		控除対象保険料の全額(上限50,000円)
②旧長期損害保険だ		支払い保険料の全額
けの場合(10年以	10,001~20,000円まで	支払い保険料×0.5+5,000円
上)	20,001円以上	一律15,000円
③両方ある場合	①で計算した金額+②で計算	算した金額の合計
	ただし、最高限度額50,00	00円

(3) 寄付金控除

所得税

「特定寄付金の額又は

-2,000円 ①(所得控除)| し合計所得金額等×40%のいずれか少ない方

寄附金特別控除

所得税

(i)政党等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

②(税額控除)

その年中に支出した
政党等に対する寄附金の
$$-2,000$$
円
額の合計額 $\times 30\% = \begin{bmatrix} 政党等寄附金 \\ 特別控除額* \end{bmatrix}$ $\times 100円未満の端数切捨て$

(ii)認定NPO法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

その年中に支出した 認定 N P O法人等に対する
$$-2,000$$
円 $\times 40\%$ = $\left[\begin{array}{ccc} 認定 N P O 法人等 \\ 寄 附 & 金 \\ 特 別 控 除 額* \\ \end{array} \right]$ $\times 100円未満の端数切捨て$

(iii)公益社団法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

(iv)特定震災指定寄附金特別控除は次の算式で計算します。

- 注1:(i)~(iii)の寄附金の額の合計額は原則として所得金額の40%相当額が限度です。
 - (iv)の寄附金の額の合計額は原則として所得金額の80%相当額が限度です。
- 注2:(i)の特別控除額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。
 - (ii)~(iv)の特別控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。
- 注3:特定震災指定寄附金とは、認定NPO法人等又は社会福祉法人中央共同募金会に対して東日 本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金で、一定の要件を 満たすものをいいます。

住民税

区 分	支払い損害保険料	損害保険料控除額				
①地震保険の場合		控除対象保険料の2分の1相当額(上限25,000円)				
②旧長期損害保険	5,000円以下	支払い保険料の全額				
だけの場合	5,001~15,000円まで	支払い保険料×0.5+2,500円				
(10年以上)	15,001円以上	一律10,000円				
③両方ある場合	①で計算した金額+②で計	算した金額の合計				
	ただし、最高限度額25,000円					

住民税 ① 地方自治体(都道府県・市区町村)に対する寄附金の場合

ア) 基本控除額

(都道府県・市区町村に対する寄附金額-2,000円)×10%(上限は総所得金額の30%)

イ)特例控除額(ふるさと納税にのみ適用)

(都道府県・市区町村に対する寄附金額-2,000円) × (90%-0~40%(寄附者に適用さ れる所得税の限界税率))(上限は個人住民税所得割額の1割)

② 住所地の共同募金会および住所地の日本赤十字社支部に対する寄附の場合 控除税額=(寄附金額-2.000円)×10%

本人や家族の控除

…該当するものを申告書に記入

(表の記号の説明→●申告者本人につく控除。△は扶養親族につく控除。◎は●または△とあわせてつけられる控除)

控除の種類				所得税	住民税	差額
1. 基礎控除			•	380,000	330,000	50,000
2. 配偶者控除	一般(70歳未満)の控除対象配偶者			380,000	330,000	50,000
(配偶者特別控 除あり)	老人(70歳以上)	控除対象配偶者	Δ	480,000	380,000	100,000
3. 扶養控除	一般の扶養親族	(16歳~18歳・23歳~69歳)		380,000	330,000	50,000
※ 0歳~15歳の 年少扶養控除は	特定扶養親族(19歳~22歳)			630,000	450,000	180,000
廃止されました	老人扶養親族	同居老親以外の老人扶養	Δ	480,000	380,000	100,000
	(70歳以上)	同居老親等		580,000	450,000	130,000
4. 障害者控除	控除対象配偶者 扶養親族が同居物		0	750,000	530,000	220,000
	一般の障害者		0	270,000	260,000	10,000
	特別障害者(障害		0	400,000	300,000	100,000
5. 寡婦(夫)控除	5. 寡婦(夫)控除 一般の寡婦 (夫)		•	270,000	260,000	10,000
特定の寡婦(扶養する子供がいて所得500万円以下)			•	350,000	300,000	50,000
6. 勤労学生控除	(年所得65万円以一	F)	•	270,000	260,000	10,000

[※]同居老親とは、申告者本人または配偶者の70歳以上の直系尊属(親、祖父母)で同居している人です。同居していない70歳以上の親、または70歳以上の叔父・叔母などは老人扶養となります。

- 同居特別障害者の控除を忘れないように注意してください ―

控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者であるときは、同居特別障害者の控除として所得税で75万円、住民税で53万円が障害者控除されますので、つけおとしのないようにしてください。

なお、これは年少扶養親族(0歳~15歳)に対する扶養控除廃止など見直しにともなう措置です。

これだけは覚えておきましょう(平成25年分)

- (1) 扶養につけられる条件は、所得で38万円以下の人
 - ◎給与収入の方(パートも)収入で103万円以下
 - ◎年金収入だけの人→65歳未満の人108万円以下、65歳以上の方は158万円以下

【注意】扶養控除をつけるとき、次のことに留意を。

控除がつけられるかどうかの年齢はその年(平成25年)の12月31日現在できめます。ただし次の特例があります。①扶養親族が死亡した場合→死亡年月日が平成25年中であれば、25年分の申告に限り、扶養控除をできる。②特定扶養親族控除の年齢は、平成3年1月2日~平成7年1月1日までに生まれた子ども。③老人扶養(扶養される人が70歳以上)は昭和19年1月1日以前に生まれた人。

(2) 暮らしの各制度の負担に直接関係する「住民税非課税」の基準

次の①~③のどれかに該当すれば、住民税が非課税になります。

①前年の「所得」がない人(給与収入では65万円以下、65歳以上の年金収入では120万円以下など) と、所得があっても次の非課税基準以内の人

住民税均等割非課税の所得限度額(収入ではなく所得です)

前年の所得が納税者本人と申告書で配偶・扶養の控除につけた家族数と 0 歳から15歳の子どもの数〈(3)の項参照〉の合計人数に次の金額をかけた所得までの人が対象です。 1 級地35万円、 2 級地31万5千円、 3 級地28万円(級地は生活保護の級地。なお、単身者でない場合は人数をかけた合計額に 1 級地で21万円、 2 級地で18万9千円、 3 級地で16万8千円を加算した所得までとなります。

- ②本人が障害者、寡婦(寡夫)、未成年者で、前年の「所得」が125万円以下
- ◎障害者…要介護の人の「障害者認定」の申請が大事です。
- ◎寡婦…次の(イ)か(ロ)に該当する女性…夫と(イ)死別か離婚か行方不明のままで、扶養 親族がいる(同一生計で事業専従者にした所得38万円以下の子でも良い)。
- (ロ) 死別か行方不明で合計所得500万円以下の人は、扶養親族がいなくても良い。
- ◎寡夫…妻と死別か離婚か行方不明のままで、同一生計内に扶養控除か事業専従者になる所得38 万円以下の子どもがいて、合計所得500万円以下の人。
- ③生活保護を受けている人

※以上の他に住民税所得割のみ非課税になる基準もあります。

(3)年少扶養控除は廃止されましたが、住民税非課税基準の計算では年少扶養控除の対象であった子どもも家族数に入ります。申告書にこのことを記入する欄がありますので必ず記入しましょう。

(4) 配偶者特別控除の計算(下の表)

	所 得	所得税の控除	住民税の控除
所得で38万円を超えても所得で76万	$380,001 \sim 399,999$	380,000	330,000
円未満の場合、配偶者控除は取れま	400,000~449,999	360,000	330,000
せんが配偶者特別控除はつく。	450,000~499,999	310,000	310,000
2 1 2 1 1 1 1 1 1 3 3 3 E 1 3 1 1 3 1 3 1 3 1	500,000~549,999	260,000	260,000
	550,000~599,999	210,000	210,000
	600,000~649,999	160,000	160,000
	$650,000 \sim 699,999$	110,000	110,000
	$700,000 \sim 749,999$	60,000	60,000
	$750,000 \sim 759,999$	30,000	30,000
	760,000~	0	0

医療費控除は医者代だけではない

~医療費控除はこんなにも広い!~

- 1. 領収書がなくても医療費控除ができます。右の内訳書に書いてください。 (例…針、灸、マッサージ、バス代など)
- 2. 医療費控除の対象になる主なもの
- ①医師に支払った診療費、治療費、送迎費。
- ②あんま、マッサージ、ハリ、灸、指圧、柔道整復師に支払った費用。
- ③保健師、看護師の治療の世話になった費用、助産師さんの介護料。(謝礼含まず)
- ④治療や療養に必要な医療品代。
- ・置き薬、薬局などで購入したものもOK! (ただし、ビタミン剤やスポーツドリンクは含まれません)寝たきり老人のおむつ代。(医師の証明必要)
- ⑤義足、松葉杖、補聴器、コルセット、義歯、メガネの費用。
- ⑥人間ドック(健康診断)で病気が発見され、精密検査・治療を受けることになった場合は、人間ドック代も医療費に。
- ⑦病院に通院するためのバス代、電車賃、タクシー代。領収書がないものは、家計簿に つけるか、メモを残しておく。
- ⑧医師の指示にもとづいて入った差額ベッド代。患者希望は含まず。
- ⑨入院中の付き添い費用 (親族はのぞく)。
- ⑩出産費用 (妊娠から出産までのすべての費用)。保険からの給付を調べておくこと。
- ①介護保険利用料の一部も
- ・介護保険サービスのうち、医療系サービスが医療費控除の対象です。
- 【施設関係】 **老人介護保険施設** (旧老健施設) と **介護療養施設** (療養型病床) は食事代含む全額が医療費控除。

介護老人福祉施設(旧特養)は、食事代含む半額が控除に。

- ※05年10月から介護施設に入所している場合、居住費と食費が負担になったことにと もなって、半額が医療費控除できます。
- 【居宅サービス】訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリ等医療系サービスは全額 控除。
- ※介護サービスを提供する事業所は、医療費控除であることを証明する用紙を(領収書と兼用の場合もある)発行することになっていますので、明細書をもらいましょう。
- ②介護従事者によるかくたん吸引、認定特定行為業務従事者による特定行為の費用が加えられました(平成24年4月1日以降の医療費からです)。

●医療費控除の計算式

	その年に支払った	医療費A	保険等で補填			
		\in)			
	合計所得の	5 %か10万円]のいずれか少ない	金額		医療費控除額
	次のどちらか少な	い方				
\ominus	合計所得()	×0.05= ()	=	
		又は	10万円			最高200万円まで

···· キリトリセン

医療費控除の内訳書(平成25年分)

保険等の補填金 (9) \bigcirc 支払った医療費 4 住所 ものの合計(個人や病院の整理不要) った病院名な 医療費 のの合計 ◎医療費の領収書のある 領収書のないものをここに記入する

 \mathbb{H}

6、税額の計算

所得の計算と所得控除が出ました。次は最後に税額の計算をしましょう。

			所	得	税	住	民	税	差	額
給与、	年金等収入	1								
給与原	斤得控除	2								
又は、	公的年金等	控除額								
所	得 ①	-2=3								
1 1	保険料控	除								
	莫企業共済掛	け金控除								
得生命か	保険料控	除								
	保険料控	除								
1 - 1	喜者 控	除								
1 1	・寡夫控	除								
引勤労	学生控	除								
か配の	禺 者 控	除								
れ配偶	者特別控	除								
る扶	養 控	除								
I I	礎 控	除	3 8	0,	0 0 0	3 3	0, 0	0 0	50,	0 0 0
額業	損 控	除								
(所得控案) 条件	景 費 控	除								
控	寸 金 控	除								
4	計 計	4								
課税され	る所得 ③	-4=5			0 0 0		(0 0		
税	額	6								
復興特別税 (税額×0.021) ⑦							><			
住宅耐震改修特別控除 8										
源泉徴					<u> </u>					
税額(調										
申告約	(1)									
還付される	税金									

1 課税される所得を出します。

左の表に収入(①)、給与所得控除額や公的年金等控除額(②)を記入し、所得(③) から所得控除の合計(④)を差し引いて課税される所得(⑤)を出しましょう。課税され る所得は千円未満は切り捨てです。

2 税額の計算は次のようにしましょう。

所得税と住民税の税額(⑥+⑦)は、下の表を使って出しましょう。13年分から25年間 の予定で復興特別税が所得税額の2.1%増税になります。住民税は所得割と均等割の合計 額です。住民税の復興特別税は均等割が14年から10年間1,000円上乗せされます。

所得税の税率と速算表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から3,299,900円まで	10%	97,500円
3,300,000円から6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円以上	40%	2,796,000円

住民税の税率

- (1) 都道府県民税の所得割の税率 課稅所得金額×稅率(4%)=稅額
- (2) 市区町村民税所得割の税率 課税所得金額×税率(6%)=税額

個人住民税均等割年額(復興特別税)を含む

〈道府県民税〉標準税率1,500円〈市区町村民税〉3,500円 06年度から均等割を払っている夫と生計を同一にする妻 は均等割額が全額課税されることになりました。

〈所得税額〉

○税額[
	+
復興特	別稅(稅額×0.021)
○納税額	II

〈住民税額〉

WILL DIES		
	+	_
均等割額		
	5 000 HI	

		ı				
		ı				

	5,000円
	II
⑥ 税額	

- 3 源泉徴収票に記入してある税額を⑨に記入します。
- 4 税額控除には、住宅ローンのある方、災害を受けた人、政党等に寄付をした方などが 受けられる場合があります。くわしくは役員に相談して下さい。

税額⑥+⑦から⑧、⑨、⑩を引いた額が申告納付税⑪になります。源泉徴収税額が申 告納税額より多い場合にその差額が返ってきます。(還付される税金)

2008年(平成20年)度から住民税で税額控除⑩として、調整控除ができました。 所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するために新設された控除で す。(下の表)

	200万円以下の場合	200万円超の場合
合計課税 所得金額	1 人的控除額の差の合計額	{人的控除額の差の合計額— (合計課税 所得金額—200万円)} の5%を控除 ただし、この額が2,500円未満の場合
	2 合計課税所得金額	は2,500円を控除

7、国税通則法改定で変わった点

問1、国税通則法という法律が変わったと聞きましたが、「自主申告」さえできなくなったのですか

【答】国税通則法第16条は税額などは「納税者のする申告によって確定する」としています。これを「申告納税制度」と言います。今回の法改悪でも、国会で安住財務大臣は、今後も「申告納税制度」を守っていくとの趣旨の答弁をしています。

問2、年所得300万円未満の白色申告 者にも記帳が義務化されたとのことで すが

【答】 改悪された国税通則法では、「財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付ける」としていますが、記帳義務違反そのものについては懲役刑および罰金刑は課されていません。

帳簿は、伝票や領収書、メモなどを基に、自主計算を行うために必要なものです。全国生活と健康を守る会連合会(全生連)作成の自主計算ノートを活用して、自主申告するのに必要なものです。税務署の推計課税など税金のつり上げを許さないためにも帳簿を付けておくことが大切です。

2014 (平成26) 年分の収入から記帳義務が発生します。今回の申告から練習し、申告後から来年へ向けて記帳会、試算会を行いましょう。

問3、今回の「改正」で税務調査の「事 前通知」が義務化されましたが、どう いうものですか

【答】今回、調査の10項目の事前通知が税務署 職員に課せられました。10項目とは、調査の日 時、場所、目的、税目、対象となる期間と物件、 納税者の氏名や住所、税務署員の氏名や所属な どです。一つでも欠けると、事前通知したこと になりません。

問4、「事前通知」には、例外規定が あるとのことですが

【答】今回の改悪では、事前通知の例外規定も設けました。その内容は、「税務代理人以外の第三者が調査立ち会いを求めるなど調査の適正な執行に支障を及ぼすことが合理的に推認される場合」は事前通知をしなくていいという、とんでもないものです。税務署が税金のつり上げを狙い、自主申告権を奪おうとすることを防ぐために、生活と健康を守る会の役員が立ち会うわけです。立ち会いは権利を守るためのものであり、憲法の結社の自由の侵害です。

問5、今回の「改正」で修正申告の勧 奨ができるようになったと聞きました が

【答】今回の「改正」で修正申告の勧奨ができるようになりました。今までも「修正申告をすれば3年分で済ませてやる」などと修正申告の強要がされていますが、それが法律で「できる」ことになりました。修正申告をした場合は、不服申し立てはできません。

しかし、1年から5年間さかのぼって税額などの変更を求める更正の請求ができることになりました。あくまでも「勧め奨励する」もので、税務署の強制に屈せず、自主申告権を主張しましょう。

問 6、修正申告や更正処分の後でも税 務調査ができるのですか

【答】今回の改悪で、再調査ができると国税通 則法に明文化されました。「新たに得られた情 報に照らし非違(ひい)が認められた場合」(法 74条)にできるとしました。こんな再調査は世界的にもまれで、不当なものです。「新たに得られた情報」とは何かなど、納得のいく説明をさせましょう。

問7、税務署から更正処分通知が届き ましたが、納得できません。どうした らいいでしょうか

【答】納得がいかない場合は不服申し立てがで

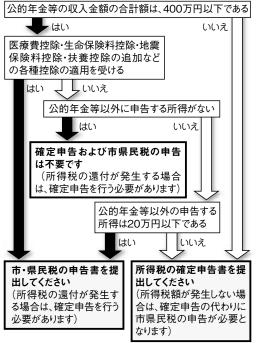
きます。不服申し立てには、処分を行った税務 署長に行う「異議申立」と、国税不服審判所長 に行う「審査請求」があります。

今回の法改正で、行政手続法の適用除外となっていた、「理由提示」、不利益処分理由の提示が適用されることになりました。したがって、すべての処分について理由を示さなければならないことになりました。

8、その他の注意点

問8、年金支給額が400万円以下の場合、確定申告をする必要がなくなったそうですが、確定申告をしないと税金を取られすぎになる場合があるとききました。どのような場合ですか

【答】雑損控除、医療費控除、生命保険料控除、 寄附金控除など、所得控除に該当する支出があった場合や、扶養の付け替え、付け忘れなどで 所得控除を行える場合には、確定申告をするこ とによって源泉徴収により支払った所得税が還 付されます。



(福島県いわき市作成資料から)